

## 常勤役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県信用保証協会の常勤役員の役員報酬、役員手当及び役員賞与（以下「役員報酬等」という）、退職功労金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員報酬等は、理事会の決定した役員報酬等総額の限度内で次の方法により決定する。

- 2 常勤役員に対して役員報酬及び役員手当を支給する。
- 3 役員報酬及び役員手当は、世間水準及び職員給与を考慮し、常勤理事会の諮問を経て理事長が決定する。
- 4 常勤役員が月の途中で退任する場合は、その属する月を1ヶ月分として役員報酬及び役員手当を支給する。
- 5 役員賞与は、経営状況等を考慮し、理事長が決定する。

(支給方法)

第3条 役員報酬等の支給方法については職員への支給方法に準じる。

(退職功労金)

第4条 常勤役員が退任する場合は、退職功労金を支給することができる。

- 2 常勤役員が死亡により退任する場合、その遺族に対して退職功労金を支給することができる。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、「職員に関する通勤手当支給要領」に準じて通勤手当を支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、常勤理事会の諮問を経て理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成20年7月1日改正。
- 3 平成23年5月25日改正。
- 4 平成23年7月7日改正。